

盛岡広域都市計画第一種市街地再開発事業の変更（盛岡市決定）

都市計画中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名 称			中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業			
面 積			約 0.8ha			
公共施設の配置及び規模	道 路	種別	名称	幅員（全幅員）	延長	備考
		幹線道路	3・3・6 向中野安倍館線	約 9.5m (約 19m)	約 100m	都市計画道路 整備済み
		区画道路	市道中ノ橋通一丁目 1号線	約 4.3m (約 8.6m)	約 100m	既存市道整備 済み
			市道中ノ橋通一丁目 2号線	約 3.0m (約 6.0m)	約 110m	拡幅
			市道中ノ橋通一丁目 3号線	約 2.5m (約 5m)	約 50m	既存市道整備 済み
			市道中ノ橋通一丁目 八幡町線	約 4.4m (約 8.8m)	約 30m	既存市道整備 済み
	公園及び緑地	種別	名称	面積	備考	
		—	—	—	—	
	下水道		公共下水道整備済み			
	その他公共施設		名称	面積	備考	
—			—	—		

建築物の整備に関する計画	街区	建築物		敷地面積に対する		主要用途
		建築面積	延べ面積 (容積率対象面積)	建築面積の割合	延べ面積の割合	
	西街区	約 4,100 m ²	約 15,000 m ² (約 12,000 m ²)	約 9／10	約 26／10	商業・業務施設、 駐車場
	東街区	約 950 m ²	約 9,900 m ² (約 8,100 m ²)	約 6／10	約 55／10	住宅、駐車場、商 業施設
	備考					
	●高度利用地区の制限内容					
	・ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度（最低限度） 60/10 以下（20/10 以上）					
・ 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10 以下						
ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1／10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物にあっては、2／10 を加えた数値とする。						
・ 建築物の建築面積の最低限度 200 m ² 以上						
・ 壁面の位置の限度						
3・3・6 向中野安倍館線から 2.0m						
市道中ノ橋通一丁目 2 号線から 2.0m						

建築敷地の	街区	建築敷地面積	整備計画
整備に関する計画	西街区	約 4,700 m ²	壁面後退を行い、快適な歩行者空間を確保する
	東街区	約 1,500 m ²	
住宅建設の目標		戸 数	備 考
		約 80 戸	

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理由

さらなる賑わいの創出と魅力ある都市空間の形成を図るため、本案のとおり変更しようとするものである。